



那須

10 月号
No.722
2019年(令和元年)



またるの里

表紙シリーズ

はぐくむ
喜び

～農業の魅力～

実りの秋 里山はみんなで守る

目次

特集	2
タウンピックアップ	4
ほけんだより	14
生涯学習だより	18
図書館だより	21
タウンinformation	22
カメラスケッチ	26
みんなの広場	28
「殺生石」物語考	32



文化の秋

～歴史を学びに、ちょっと遠くまで～

八溝山周辺地域定住自立圏 文化財めぐり

文化財めぐりに出かけましょう

八溝山周辺地域定住自立圏の各市町「イチオシ文化財」を紹介します。ぜひ、訪れてみてください。場所や交通手段など、詳しくは各市町にお問い合わせください。

三森家住宅 (那須町大字伊王野3111-1)



三森家は、伊王野地区の下平にあります。ここは、中世以降の関街道が通っていたところで、丘陵を背にして南向きのやや高台に長屋門と主屋が建てられています。主屋は茅葺き平屋の寄棟造りで、間口約22m、奥行き約10mあります。この地方では、規模が大きく、民家として代表的な建築物です。主屋・長屋門は、いずれも国の重要文化財に指定されています。

■問合せ 生涯学習課文化振興係 ☎72-6565

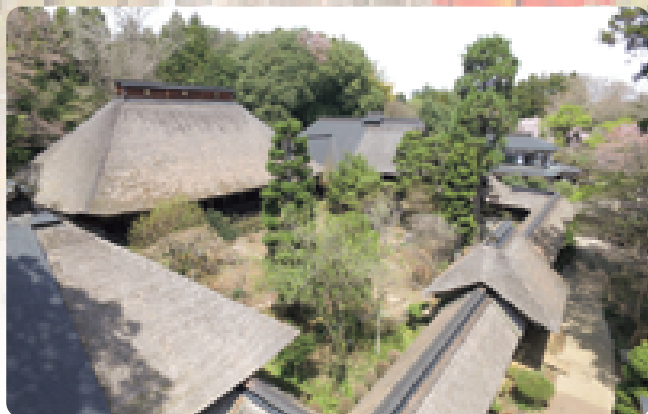
唐御所横穴 (那珂川町和見2538)



国指定史跡で古墳時代後期の墓です。内部は一戸の住宅を思わせるような構造で、天井には棟木が表現され、勾配をもたせるなど、精巧さでは全国屈指といわれています。江戸時代には水戸光圀公が見学したとも伝えられ、周辺にも同時期の横穴墓が86基確認されています。

■問合せ 生涯学習課文化振興係(なす風土記の丘資料館) ☎0287-96-3366

大雄寺 (大田原市黒羽田町450)



大雄寺は、応永11年(1404年)に開山されたのが始まりといわれ、領主であった大関氏の菩提寺として庇護されてきました。中心となる本堂の建設は、17世紀にさかのぼると推測され、大規模な曹洞宗本堂の様式がよく残されています。茅葺建造物群からなる大雄寺の主要部は本堂から廻廊にいたるまで全体が簡明に統一されており、近世曹洞宗寺院の典型の一つを示していると考えられています。

■問合せ 文化振興課文化財係 ☎0287-23-3135

旧青木家那須別邸 (那須塩原市青木27)



明治時代にドイツ公使や外務大臣を歴任した青木周蔵子爵が開設した農場内に建てられた白亜の洋館で、国指定重要文化財です。

平成30年に認定された「日本遺産」の構成文化財にもなっています。

建物に向かう杉並木は一見の価値ありです。

■問合せ 生涯学習課文化振興係 ☎0287-37-5419

戸津辺のサクラ (福島県矢祭町大字中石井字戸津辺)



樹齢約600年、樹高約18m、胸高周囲約7mのエドヒガンサクラ。福島県・矢祭町指定天然記念物、福島県緑の文化財として登録されています。四方に大きく広がる笠状の枝振りは雄大であり、4月初旬の花見の季節には多くの見物客でにぎわいます。また、福島県内では最も早く花をつけ、古来から春の訪れと農耕の頃合いを知らせる種まき桜として親しまれてます。

■問合せ 事業課 ☎0247-46-4576

旧上岡小学校 (茨城県大子町大字上岡957-3)



明治44年築の木造校舎です。横長の校舎のように見えますが、渡り廊下で講堂とつながっているため、奥行きがあります。多くの映画、ドラマ、CMなどで利活用されています。県内では、明治期の校舎は県指定文化財・旧水海道小学校本館と旧上岡小学校第1棟の2棟のみで、地方における明治期の小学校の様子を伝える重要な役割を担っています。

■問合せ 観光商工課 ☎0295-72-1138

木造十一面観音菩薩立像

(榎倉町八槻都々古別神社所蔵 福島県東白川郡榎倉町大字八槻字大宮224)



八槻都々古別神社に伝来する、天福2年(1234年)作の仏像であり、国認定重要美術品です。頭部から台座まで一本の材からつくられた一木造りが特徴です。この像は八槻山の観音堂で300日にも及ぶ参籠修行を行なった僧成弁によってつくられたもので、その姿は大和(奈良県)の長谷寺本尊に倣ったとされています。

※11月9日(土)から17日(日)までの期間、福島県指定重要文化財「八槻家住宅」で特別公開されます。

■問合せ 生涯学習課 ☎0247-330111

向ヶ岡公園・向ヶ岡公園の桜

(福島県東白川郡塙町大字塙字桜木町204-1)



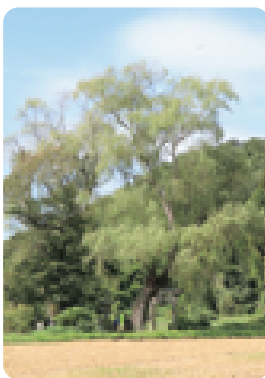
この公園は、寛政5年(1793年)に名代官といわれた寺西重次郎が築造した、日本で初めての庶民公園といわれています。昭和31年に園内の桜が福島県の天然記念物指定を受け、昭和51年に公園が町の文化財(史跡)に指定されました。毎年春になると、見事な桜を咲かせることでも有名です。

■問合せ 生涯学習課 ☎0247-432644



※11月下旬紅葉見頃

また、遊行柳の鏡山のふもとに天然記念物「上の宮イチョウ」があります。樹高は35m、目通り周囲は6.1mあり、樹齢は数百年と思われるれています。樹勢はすこぶる盛んで、当地域では最大の珍しい巨樹です。



国指定名勝 遊行柳
遊行柳の傍らには、俳聖松尾芭蕉、西行、与謝野蕪村の句碑、歌碑が建てられており、この地では今なお、数多くの俳句や歌が詠まれています。平成27年3月には、国指定「おくのほそ道の風景地」の名勝に「遊行柳(清水流るゝの柳)」が指定されました。

那須町の文化財をご紹介します

国指定名勝 遊行柳

天皇陛下御即位奉祝記念式典を開催します

心からお慶び申し上げます

10/22
(火・祝)

本年、4月30日に天皇陛下が退位され、5月1日に皇太子殿下が新たな天皇陛下に即位され、元号が「平成」から「令和」に改元されました。

10月22日には、天皇陛下の御即位を公に宣明されるとともに、その御即位を内外の代表がことごとく国事行為としての儀式（即位礼正殿の儀）が宮中において行われます。那須町では、9月12日に「天皇陛下御即位奉祝記念式典実行委員会」を開催し、町内各種団体、関係機関の皆さまの出席のもと、平山町長が「那須御用邸を有し、皇室とゆかりのある那須町としては、〔即位礼正殿の儀〕が行われます10月22日の祝日に天皇陛下御即位奉祝記念式典を開催し、町を挙げて、天皇陛下の御即位をお祝いしたいと考えています」とあいさつしました。その後、式典の内容等について協議し、承認されました。町民の皆さまと奉祝の慶びを共有し、町全体で祝意を盛り上げていくため、多くの町民の皆さまの参加をお待ちしています。



実行委員会(9/12 役場正庁)

▼日 時 10月22日(火・祝)
午前10時～11時30分

▼会 場 那須町文化センター
大ホール

▼内 容

○第1部

・記念式典
・皇室映像上映(那須町と皇室の関わりのDVD上映)

○第2部

・記念コンサート「弦楽亭室内オーケストラコンサート」(プロデュース by 矢野晴子)

○その他

・皇室写真展(行幸啓、農家訪問等の際の写真展をパネル展示)
・御記帳所の設置

▼問合せ 総務課総務係

☎(7)6901



令和2年度に採用する職員を募集しています。

▼職種・採用予定人員
①一般事務(身体障がい者対象) 1名程度

②土木技師 1名程度

③保健師 若干名
※採用予定人員は、欠員の状況等により変更する場合があります。

▼受験資格
①一般事務(身体障がい者対象)
※次の全ての要件を満たす者

・昭和59年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者で、高等学校卒業または同程度以上の学力を有する者(令和2年3月卒業見込みの者を含む)

・身体障害者手帳の交付を受けている者

・活字印刷文(文字の大きさは10ポイント程度)による出題に対応できる者

②土木技師 平成元年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者で、高等学校の土木学科卒業または同程度以上の学力を有する者(令和2年3月卒業見込みの者を含む)

③保健師 平成元年4月2日以降に生まれた者で、保健師の資格を有する者(令和2年3月資格取得見込みの者を含む)

▼試験の日程・内容
○第1次試験
・日時 12月7日(土)午前8時20分～正午
・場所 役場本庁
・内容 一般教養試験、性格特性検査

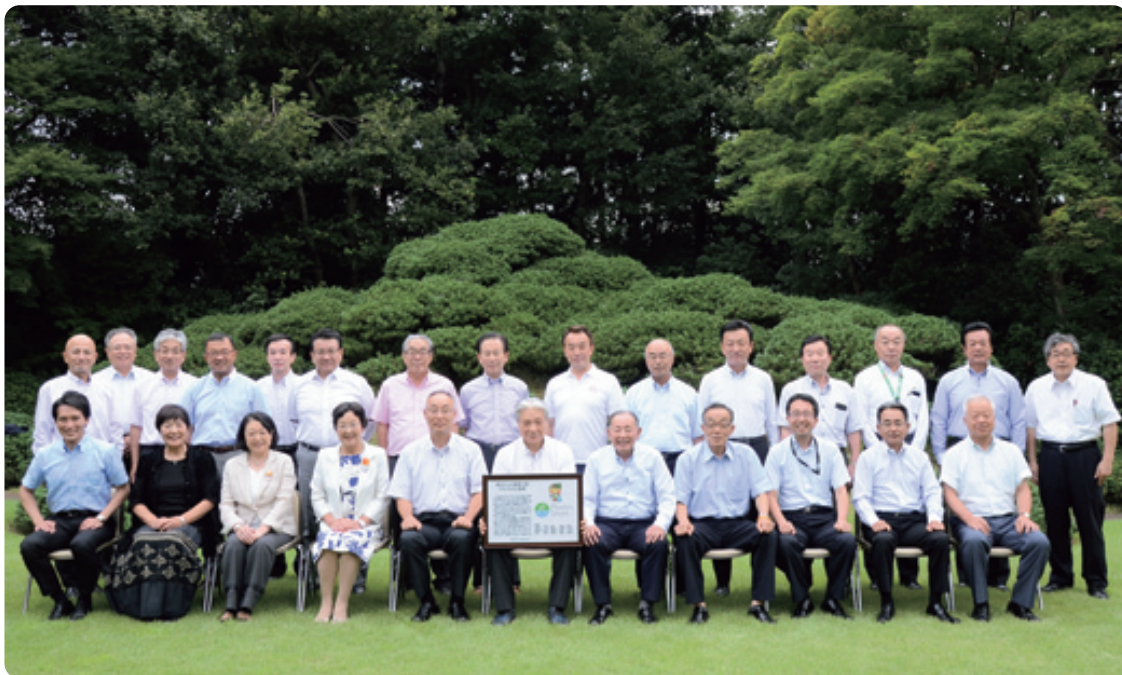
○第2次試験
・期日 令和2年1月15日予定(第1次試験合格者に通知します)
・内容 面接等

▼試験案内・申込書
・総務課(本庁3階)または各支所で配布します。
・町ホームページからもダウンロードできます。
・郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号)を同封してください。

▼受付期間 11月8日(金)まで
午前8時30分～午後5時15分(土日祝日を除く)
※郵便の場合は、11月8日(金)までの消印有効
▼問合せ 総務課人事係
☎(7)6901
〒329-3292
那須町大字寺子丙3-13

栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言

プラスチックごみ対策の一層の強化を図るため、8月27日栃木県公館で、県と県内25全市町による「栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言」を行いました。



これをキックオフとして、オーラル栃木体制で不必要な使い捨てプラスチックの使用削減、再生材や生分解性プラスチックの利用促進プラスチックごみのリサイクルと適正処理の徹底を図っていきます。

町民の皆さまには、商品を購入する際、無料ですべてくるレジ袋やスプーンなどが本当に必要なかどうかをよく考えていただき、必要がない場合には断るなど、不必要なものは増やさない、そして、モノを捨てる際には、きちんと分別し、ポイ捨てはゼツタイしないということをお願いします。

▼問合せ 環境課環境衛生係
☎726916

9月議会定例会 24議案を可決

令和元年第4回那須町議会定例会が8月30日から9月17日までの19日間開催され、24議案が可決されました。主な議案は次のとおりです。

▼人事案件

9月30日で教員委員会委員の任期満了となった菊地厚子氏（幸町1）が、引き続き選任されました。

▼那須町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定

地方公務員法および地方自治法の一部改正により、非常勤特別職

および臨時的任用職員の任用要件が厳格化されるとともに、会計年度任用職員制度が創設されることを受け、その給料、報酬、期末手当および費用弁償の支給に関して必要な事項を定めるものです。

▼那須町水道給水条例の一部改正

10月1日から消費税率が引き上げられたことに伴い、税率表記を8%から10%に改めるとともに、これまで内税表記であったメーター使用料および加入金を水道料金と同様に外税表記に改めるものです。

また、水道料金およびメーター使用料については、令和2年4月1日を施行日とし料金を改定するものです。

▼補正予算

すこやか子ども基金を財源とした教育用タブレットの追加導入に要する費用を計上したほか、森を育む基金への積立金、幼児教育・保育の無償化に要する事業費等を令和元年度一般会計補正予算に計上しました。

この結果、一般会計の総額は、7億4,700万円が追加され、125億7,630万円となりました。

▼決算の認定

平成30年度各会計の決算が認定されました。決算の概要は、広報11月号でお知らせします。

看板改善の補助制度 は今年度までです！



町では、平成24年度から、看板（屋外広告物）の撤去、改修および移設にかかる費用の一部を助成しています。町の財産であるすばらしい景観をさらに守り育てていくために、ぜひ補助金を活用し、良好な景観の形成に努めましょう。

▼実施期間

令和2年3月31日まで

▼補助対象

- 広告板・塔、壁面広告物など（置看板などの簡易広告物を除く）
- 改善費用が諸経費等を除き、1基につき2万円以上のもの
- その他要綱に定めるもの

▼補助金の額等

- ・ 申請は所有者等、一人につき1回限り
- ・ 補助割合は事業費（諸経費等含む）の50～70%で、限度額50～70万円

※看板の改善基数による変動があります。また、複数の者による共同申請もできます。

▼問合せ 建設課景観係

☎726907

大規模な土地取引をした場合には届出が必要です

10月1日から太陽光発電設備設置事業に関する条例を施行しました

大規模な土地の取引をしたとき、その土地が町に所在するものである場合、権利取得者（買い主）は町に国土利用計画法に基づき、その利用目的などの届出が必要です。

▼面積要件

- ・都市計画区域 5,000㎡以上（主に旧須村地域）
- ・都市計画区域外の区域 10,000㎡以上（主に旧芦野町地域、旧伊王野村地域）

※個々の面積は小さくても、権利取得者が取得する土地の合計が右記の面積要件以上になる場合（一団の土地）には、届出が必要です。

▼届出の必要な取引 売買、交換、共有持分の譲渡、営業譲渡、譲

町の自然環境、景観等と太陽光発電設備を設置する事業との調和を図り、自然環境、景観を維持し、安全安心な生活環境の保全に寄与することを目的に条例を制定し、10月1日から施行しました。

▼条例の概要

①自然環境、魅力ある景観および安全安心な生活環境の保全のため必要と認められる区域を抑制区域として指定しています。

②抑制区域を含む地域では10kW以上、抑制区域外では50kW以上の太陽光発電設備で事業を行うおとすときは、町長の許可が必要となります。

渡担保、権利金等の一時金を伴う地上権、賃借権の設定、譲渡など

▼届出期限 契約日から2週間以内（契約日を含む）

▼届出書類

- ・土地売買等届出書1部
- ・土地売買等届出書の様式は町ホームページにも掲載しています。

土地は、貴重な資源であり、私たちの生活や企業活動にとって不可欠な基盤です。国土交通省では、10月を「土地月間」と定め、広報活動等を通じて皆さまに理解を深めていただけるよう活動しています。

▼問合せ 企画財政課総合政策係

☎ 6906

③抑制区域外で10kW以上50kW未満の太陽光発電設備で事業を行うおとすときは、届出が必要となります。

④事業が条例の規定に違反する場合は、是正措置の勧告または命令を行うことがあります。

▼主な抑制区域

- ・国立公園、県立公園、地域森林計画の森林の区域、農地、農用地区域、土砂災害警戒区域、景観形成重点地区など

※詳しくは、町ホームページをご覧ください。

▼問合せ 環境課環境保全係

☎ 6916

太陽光発電システム設置の補助制度は今年度までです



地球温暖化対策の一環として、住宅用太陽光発電システムを設置する方に対し、その設置費の一部を予算の範囲内で補助します。

ただし、すでに工事着工・設置した方は補助対象外です。

▼受付 環境課（本庁2階、役場開庁日の午前8時30分〜午後5時15分）

※予算がなくなり次第終了となります。電話での受け付けはできません。

▼補助対象となる太陽光発電システム（次の要件を全て満たすもの）

- 住宅等に設置する太陽光エネルギー変換システム
- 低圧配電線（50kVA以下）と逆流方式（消費電力よりも自家発電電力の方が多い場合、余剰電力を電力会社に売電することができるシステム）で連携し、かつ、太陽電池の最大出力の合計値が10kW未満の太陽光発電システムであるもの

○未使用品であること（中古品は補助対象外）

▼補助対象者（次の要件を全て満たす方）

- ・自ら居住する住宅または居住しようとする住宅（延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限り）に太陽光発電システムを設置する方
- ・電力会社と太陽光発電システムに係る電力供給契約を締結し、申請年度中に電力供給を開始する方
- ・実績報告時に、太陽光発電システムによる電気の供給を受ける住宅に住民登録している方（工事が完了した日から30日以内または当該年度の2月末日のいずれか早い方の日までに実績報告書を提出してください）
- ・世帯全員が、現住所等において当該年度と前年度に課税された町税等に滞納がないこと

※補助は、1住宅につき1回、かつ、1申請者あたり1回限りです。

▼申込方法 交付申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、提出

※代理人が申請する場合は委任状と印鑑証明書を添付してください。

▼補助金の額 1kWあたり3万円（限度額10万円）

▼問合せ 環境課環境保全係

☎ 6916

住民票など窓口発行手数料が変わります

令和2年4月1日から、住民票など一部の窓口発行書類の発行手数料を左図のとおり改定します。発行にかかる経費は全額手数料で賄われることが望ましいとされています。しかし、現在発行経費の一部は、町民の皆さまからの税金が充てられています。受益者負担の原則に基づき、窓口発行サービスを必要としない方との公平性を確保するための改定になります。

☎ 問合せ 総務課行政改革係
⑦ 6902

		改正前	改正後
固定資産税に係る土地に関する図面の写しの交付手数料 (税務課)	1枚につき	200円	300円
電磁的記録により作成した地籍集成図の写しの交付手数料 (※1) (税務課)	1枚につき	200円	300円
印鑑に関する証明手数料 (※2) (住民生活課)	1枚につき	200円	300円
住民票 (広域交付を含む) または戸籍の付票の写しの交付手数料 (※3) (住民生活課)	1枚につき	200円	300円
住民票または戸籍の付票に関する証明手数料 (住民生活課)	1枚につき	200円	300円

※1 地籍集成図に案内図 (住宅地図のコピー) を添付する場合、500円になります。
 ※2・3 マイナンバーカードを使用して、コンビニエンスストアに設置されている多機能端末機で交付を受ける場合、従前どおりの200円で交付を受けることができます。

戸籍証明書コンビニ交付が始まりました

町に本籍のある方は、マイナンバーカードを使用して、戸籍証明書コンビニ交付サービスが利用できるようになりました。戸籍証明書の発行は、本庁と各支所のみでしたが、今後は近くのコンビニエンスストアで取得することができます。

※那須町以外に本籍のある方は、本籍のある市区町村にお問い合わせください。

▼利用できるコンビニエンスストア

全国のセブンイレブン、ローソンおよびファミリーマート

▼利用時間 月曜日～金曜日 (祝日、12月29日から1月3日を除く) 午前9時～午後5時

▼取得できる戸籍証明書・手数料

・戸籍謄抄本 450円

・戸籍付票 (全員または個人) 200円

戸籍証明書コンビニ交付を利用するためにマイナンバーカードを作りませんか

▼申請方法 平成27年10月に郵送された通知カード・個人番号カード交付申請書をお持ちの方

は、次の3つの方法があります。
 ① 郵送による申請 個人番号カード交付申請書に顔写真を貼り、署名または記名・押印して郵送
 ② スマートフォンでの申請 スマートフォンのカメラで顔写真を撮影し、交付申請書のQRコードから申請

③ パソコンからの申請 デジタルカメラで顔写真を撮影し、交付申請用Webサイトから申請

※個人番号カード交付申請書を紛失した方は、ご相談ください。
 ▼問合せ 住民生活課戸籍住民係
☎ ⑦ 6908

那須町教育委員会

特別支援教育セミナーを開催します

今回は、那須町学校教育課作業療法士の荻原喜茂氏を講師に迎え、「児童・思春期にある子どもにかかわるということ」をテーマにした講話です。

荻原氏は、今年度から町に勤務しており、元国際医療福祉大学作業療法学科長を務めた豊かな経験を生かし、学校現場で子どもたちの特性に応じた関わり方や環境調整についてのアドバイスをを行っています。

発達障がいや不登校等、今、学

町民バスフリー乗降の試験運行を延長します

7月から実施しているフリー乗降の試験運行を令和2年3月まで延長します。

お詫びと訂正

広報那須9月号の掲載記事に誤りがありましたので、お詫びして訂正します。

5ページ 「10月1日から那須町デマンド型乗合交通の目的地や運行時間等を変更します」の黒田原行き (帰りの便) の運行時間

誤: 第5便 黒田原駅出発時刻 16時40分

正: 第5便 黒田原駅出発時刻 16時50分

▼問合せ ふるさと定住課公共交通係 ☎ ⑦ 6955

那須町ふるさと納税起業家支援事業

認定事業が決定!!

町では、町内での起業を促進し、地域経済の活性化や雇用の創出を図ることを目的に、町内で起業または事業拡大をしようとする方（以下「起業家」という）を対象に、クラウドファンディング型ふるさと納税の仕組みを活用した「那須町ふるさと納税起業家支援事業」を開始し、起業家を応援しています。申請のあった提案事業を審査委員会の提言を受けて町が事業認定しましたので、事業の概要を紹介します。

- ▼認定事業数 1事業
- ▼認定事業者 新川夏澄（新川夏澄（芦野））
- ▼認定事業名 地産地消カフェ
- 「里山のパーラー チル・ミヤーク」開店と農家民泊開業
- ▼事業目的 町の季節の農産物をメインとした地産地消飲食店で

のランチ、ディナーの提供や農村体験、農家民泊などにより、町や里山地域の魅力を知ってもらい那須ファンを育てる。

- ▼目標額 3百万円
- ※目標額とはクラウドファンディングで資金調達する金額です。
- ▼お礼品 お礼の手紙やお米、味噌など、寄付金額に応じたお礼品を送付します。
- ※ふるさと納税の仕組みを活用しているため、町内在住の方が寄付をした場合は、お礼品の送付はありせん。
- クラウドファンディングでの資金調達開始は、10月中旬を予定しています。町外の方にお声掛けいただき、起業家を応援しましょう。
- ▼問合せ 企画財政課まちづくり係

☎ 6906

平成30年度情報公開および個人情報保護制度の運用状況

町では、公正で開かれた町政を推進するため、情報の公開請求について定めた「情報公開条例」に基づき情報公開を実施しています。また、町の保有する個人情報の適正な取扱いと本人からの個人情報の開示請求等について定めた「個人情報保護条例」に基づき、

▼問合せ 総務課秘書広報係 ☎ 6901

あわせて登録 備えて安心 **那須町安全安心メール ヤフー！防災速報**

【那須町安全安心メール】
火災や停電情報、防災・防犯情報など、町からのお知らせをメールで配信しています。携帯電話、パソコンから「t-nasu@sg-m.jp」に空メールを送信するか、QRコードを読み取ってアクセスしてください。

【ヤフー！防災速報】
現在地と指定した地域の地震、豪雨、警報などの防災情報をまとめて得ることができるほか、町からの防災に関する緊急情報を直接受け取ることもできます。携帯電話やパソコンなどでURLを入力するかQRコードを読み取ってアクセスしてください。※スマートフォン専用のアプリとメール版もあります。

情報公開条例に基づく情報公開請求 (H30.4.1~H31.3.31)

実施機関	担当課	請求件数	処理状況				不服申立て
			公開	部分公開	非公開	不存在	
町 長	総務課	3	3	—	—	—	—
	税務課	1	—	1	—	—	—
	企画財政課	3	1	2	1	—	—
	環境課	3	2	1	—	—	—
	保健福祉課	1	1	—	—	—	—
	観光商工課	1	1	—	—	—	—
	農林振興課	2	1	1	—	—	—
	建設課	2	1	1	—	—	—
	生涯学習課	1	—	—	—	—	—
	上下水道課	11	1	8	—	2	2
合計		28	11	14	1	2	2

※個人情報保護条例に基づく開示請求はありませんでした。

交通安全ポスター表彰

町内の小中学校から34点の応募があり、最優秀賞に2点の作品が選ばれました。



東陽小学校 6年 薄井 陽菜さん



高久小学校 6年 益子 江美さん

11月5日(火)午前10時頃
緊急地震速報訓練を
実施します



全国瞬時警報システム（Jアラート）の訓練として、11月5日(火)午前10時頃、那須町防災行政無線から緊急地震速報の音声放送と那須町安全安心メール登録者にメール配信を行います。

また、緊急地震速報訓練に伴い、那須町役場本庁舎や支所などでシェイクアウト訓練を実施します。町民の皆さまも、地震を想定した訓練放送が始まりましたら、その場で身を守る行動をとる等、訓練へのご参加とご協力をお願いします。

▼配信内容 緊急地震速報 震度5程度

※シェイクアウト訓練とは、想定した地震発生時間に、参加者が会場に集まることなく、それぞれの場所で自分の身を守るための安全行動を一齐に行うものです。

※防災行政無線からの放送内容は、☎0120・55・1123（または☎0180・99・2277

「有料」で確認できます。

▼問合せ 総務課防災交通係

☎726901

今月の那須町消防団

○消防団通常点検を実施します

通常点検とは、災害発生時に円滑な活動を行うため、各種点検を実施するものです。町の全地区から消防団員・消防車両が参集し、ポンプ車などの機械器具点検や、団員の統率を図るための規律訓練を点検します。

▼日時 10月27日(日)午前8時～

▼場所 黒田原小学校

▼問合せ 那須町消防団事務局（那須消防署内）☎725923



○災害情報等テレフォンサービスの案内

「災害情報等テレフォンサービス

ス」で、那須地区消防組合管内（那須町、大田原市、那須塩原市）で発生した災害について、出場した災害や大まかな発生場所などを確認することができます。

消防署では、災害に対し全力で対応にあたっており、問い合わせいただいても、対応できない場合もあります。ぜひ、「災害情報等テレフォンサービス」をご利用ください。

▼災害情報等テレフォンサービス ☎0287・22・0119

防災のワンポイント

竜巻は9月から10月にかけて多く発生します。

▼竜巻から身を守るために

○屋内にいる場合

窓ガラスの破片や飛来物を避けるため、雨戸、カーテンを閉め、窓から離れて頑丈なテーブルの下などで竜巻の通過を待ちましょう。

○屋外にいる場合

突風や飛来物を避けるために、頑丈な建物の中や地下施設に移動しましょう。

○竜巻の情報を入手する

気象庁のホームページ（https://www.jma.go.jp/jma/m_index.htm）で、竜巻などの激しい突風

が発生する可能性のある地域の情報を入手することができます。